

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年8月26日（令和6年（行情）諮問第937号）及び同月28日（同第946号）

答申日：令和7年9月12日（令和7年度（行情）答申第355号及び同第356号）

事件名：茨城地方最低賃金審議会実地視察票等の一部開示決定に関する件
神奈川地方最低賃金審議会事業所視察復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2（1）アないしウ及び（2）アないしウに掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年5月8日付け茨労発基0508第3号により茨城労働局長（以下「処分庁1」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分1」という。）及び同月9日付け神行開第5-281号により神奈川労働局長（以下「処分庁2」といい、処分庁1と併せて「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由については、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書（原処分1）

原則として全部開示すべきである。事業場視察の情報は、岩手・第1回審議会資料（URL略）の資料6、鳥取・本審第538回資料113ページ（URL略）、兵庫・本審第661回（URL略）のように基本的に公開されている。また、添付の兵庫の事業場視察の資料（略）は、法人名を不開示にして、最低賃金改正の議論の元になった有用な情報を公開している。こうした情報の公開を求める者は、最低賃金の改正に強く関心を持つ者であると考えられるのだから、関係労使の特定をすることなく最低賃金の改正に関わった情報を公表することは可能であり、非

公開は限定的であるべきである。

(2) 審査請求書（原処分2）

基本的に全部開示すべきである。事業場視察の概要は、鳥取・第538回本審資料（URL略）のように開示できる情報が多く含まれている。特に、調査票の5では、最低賃金額や制度についてどのように考えているか尋ねているであろう箇所があるが、こうした部分は不開示にする理由がない。

(3) 意見書（原処分1）（添付資料略）

ア 基本的な考え方

すべて開示すべきである。

イ その理由

(ア) 諮問庁は、審議会は都道府県ごとに独立して設置されており、審議会を構成する委員が異なる上、事業場視察の内容は公開されることを前提にしていないと主張する。しかし、審議の持ち方を決定することは、最低賃金法に基づいて審議委員の決定するところではあるが、その記録を開示するか否かは、法に基づき検討されるべきである。

(イ) 事業場視察は、個別企業の状況を調べるためではなく、最低賃金の影響を強く受ける業界の労使の状況を具体的に探るために行われる。それをふまえて、兵庫労働局が作成した事業場視察の記録（参考資料はその一部）を見れば、法人名や所在地を不開示にして、その他の状況を開示しており、事業場視察の趣旨を踏まえて開示不開示の判断を行ったと思われる。

(ウ) 諮問庁の判断はそうした考慮をしておらず、したがって、すべて開示することを前提に検討すべきである。

(4) 意見書（原処分2）（添付資料略）

ア 基本的な考え方

すべて開示すべきである。

イ その理由

(ア) 諮問庁は、審議会は都道府県ごとに独立して設置されており、審議会を構成する委員が異なる上、事業場視察の内容は公開されることを前提にしていないと主張する。しかし、審議の持ち方を決定することは、最低賃金法に基づいて審議委員の決定するところではあるが、その記録を開示するか否かは、法に基づき検討されるべきである。

(イ) また、一見開示することに支障がない情報でも、開示することで今後の事業場視察に支障が生じると主張する。しかし、最低賃金に関してどのように考えるかは誰もが思い描くことであって、たとえ

ば、神奈川県最低賃金が1,071円であることについては高すぎると考えるか適正と考えるか、それだけで何らかの「おそれ」が生じるとは言えない。

(ウ) 事業場視察は、個別企業の状況を調べるためではなく、最低賃金の影響を強く受ける業界の労使の状況を具体的に探るために行われる。それをふまえて、兵庫労働局が作成した事業場視察の記録（参考資料はその一部）を見れば、法人名や所在地を不開示にして、その他の状況を開示しており、事業場視察の趣旨を踏まえて開示不開示の判断を行ったと思われる。

(エ) 諮問庁の判断はそうした考慮をしておらず、したがって、すべて開示することを前提に検討すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として令和6年3月8日付け（同月11日受付）で、処分庁1及び処分庁2に対して、法3条の規定に基づき、別紙の1に掲げる行政文書に係る各開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁1及び処分庁2が原処分1及び原処分2を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、令和6年5月24日付け（同月28日受付）で原処分1について、同月29日付け（同月30日受付）で原処分2について本件各審査請求をしたものである。

2 諮問庁としての考え方

本件各審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

(1) 最低賃金審議会について

ア 最低賃金審議会について

最低賃金審議会の審議に関する事項については、最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号。以下「審議会令」という。）に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

(ア) 厚生労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働局に地方最低賃金審議会を置く（最賃法20条）。

(イ) 最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあっては、都道府県労働局長（以下「局長」という。）の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を局長に建議することができる（最賃法21条）。

(ウ) 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正について調査審

議を求められたときは、専門部会を置かなければならない（最賃法 25 条 2 項）。

(エ) 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く（最賃法 25 条 5 項）。

イ 地方最低賃金審議会の委員について

地方最低賃金審議会の委員に関する事項については、最賃法及び審議会令に規定されており、その概要は次のとおりである。

(ア) 最低賃金審議会は、労働者を代表する委員（以下「労働者代表委員」という。）、使用者を代表する委員（以下「使用者代表委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）、各同数をもって組織する（最賃法 22 条）。

(イ) 委員は、局長が任命する（最賃法 23 条 1 項）。

(ウ) 局長は、地方最低賃金審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない（審議会令 3 条 1 項）。

(エ) 地方最低賃金審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員については、推薦がなかった場合を除き、推薦があった候補者のうちから任命する（審議会令 3 条 2 項）。

ウ 茨城地方最低賃金審議会について（原処分 1）

茨城地方最低賃金審議会の概要は次のとおりである。

(ア) 茨城地方最低賃金審議会は、上記ア（ウ）の規定により、専門部会を設置している。

(イ) 茨城県最低賃金専門部会運営規程（令和 5 年 8 月 2 日制定）5 条 1 項において、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」と定めている。

(ウ) 令和 5 年度茨城地方最低賃金審議会第一回本審議会で審議検討の上、令和 5 年度の第 1 回茨城県最低賃金専門部会の審議で決したところにより、率直な意見交換に支障が生ずることを理由に、令和 5 年度における茨城地方最低賃金審議会茨城県最低賃金専門部会の審議について、一部を除き非公開とし議事概要を公表している。

(エ) 茨城地方最低賃金審議会においては、令和 5 年度茨城地方最低賃金審議会委員による事業場視察を令和 5 年 5 月 19 日に実施してい

る。

エ 神奈川地方最低賃金審議会について（原処分2）

神奈川地方最低賃金審議会の概要は次のとおりである。

（ア）神奈川地方最低賃金審議会は、上記ア（ウ）の規定により、専門部会を設置している。

（イ）神奈川地方最低賃金審議会運営規程（令和3年7月2日施行）7条2項において、「議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。」、また、同9条において「この規程は、最低賃金法第25条により設置する専門部会について準用する。」と定めている。

（ウ）第425回神奈川地方最低賃金審議会で審議検討の上、神奈川最低賃金専門部会の部会長が決したところにより、率直な意見交換に支障が生ずること、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることを理由に、令和5年度における神奈川最低賃金専門部会の審議について、第1回目の委員会を除き非公開とし議事要旨を公表している。

（エ）神奈川地方最低賃金審議会においては、令和5年度神奈川地方最低賃金審議会委員による事業場視察を令和5年7月19日に実施している。

（2）本件対象文書の特定について

処分庁1及び処分庁2は、2023年度の地域別最低賃金を決定することに関連した最低賃金審議会の記録として、別紙の2に掲げる各文書を対象文書として特定した。

（3）不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性

原処分1の文書番号1の④、文書番号2の③、文書番号3の③及び⑥並びに原処分2の文書番号1の②及び④には、特定個人の氏名など個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれており、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イからハマまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性

原処分1の文書番号1の①ないし③、文書番号2の①及び②、④ないし⑤、文書番号3の①及び②、④及び⑤、⑦ないし⑩並びに原処

分2の文書番号1の①及び③、文書番号2の①ないし⑩、文書番号3の①には、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人及び団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が含まれており、法5条2号イに該当するから不開示を維持することが妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

ア 原処分1について

審査請求人は、審査請求書において、事業場視察の情報について、公開又は開示されている他の労働局を例に挙げ、原則として全部開示すべき旨を主張している。

しかしながら、上記(1)のとおり、地方最低賃金審議会は、最低賃金法の定めに基づき、それぞれの地域に適用される最低賃金額等を審議するために、都道府県毎に独立して設置された審議会で、審議会を構成する委員も異なる上、審議会の決するところにより行う事業場視察においても、審議会の議事において視察内容を公開することを前提に視察先事業場に了解を得て実施する場合や、視察先企業の実態をありのままに聴取等を行うために審議会の議事において公開しないことを約して行うものなど、各審議会により事業場視察の持ち方も異なることは当然であり、本件における事業場視察は視察内容を非公表とすることを約して行われたものである。

そうすると、審査請求人の主張は当たらず、上記(3)の不開示情報の該当性を左右するものではない。

イ 原処分2について

審査請求人は、審査請求書において、「基本的に全部開示すべきである。事業場視察の概要は、鳥取・第538回本審資料のように開示できる情報が多く含まれている。特に、調査票の5では、最低賃金額や制度についてどのように考えているか尋ねているであろう箇所があるが、こうした部分は不開示にする理由がない。」旨を主張している。

しかしながら、上記(1)のとおり、地方最低賃金審議会は、最低賃金法の定めに基づき、それぞれの地域に適用される最低賃金額等を審議するために、都道府県毎に独立して設置された審議会で、審議会を構成する委員も異なる上、審議会の決するところにより行う事業場視察においても、審議会の議事において視察内容を公開することを前提に視察先事業場に了解を得て実施する場合や、視察先企業の実態をありのままに聴取等を行うために審議会の議事において公開しないことを約して行うものなど、各審議会により事業場視察の持ち方も異なることは当然であり、本件における事業場視察は視

察内容を非公表とすることを約して行われたものである。また、最低賃金制度に係る認識等一見開示することに支障がない情報であっても事業場視察が行われたことを知っている事業場の関係者が知ることにより当該法人の利益を害するおそれがあるものであり、開示がなされることが前例となることにより、今後の視察を受け容れる法人が減少し視察の実施が困難となったり、法人等のありのままの状況や考えを聴取することが困難となるおそれがある。

そうすると、審査請求人の主張は当たらず、上記（３）の不開示情報の該当性を左右するものではない。

4 結論

よって、本件各審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年8月26日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第937号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月28日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第946号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 同年9月9日 審査請求人から意見書を收受（令和6年（行情）諮問第937号）
- ⑥ 同月11日 審議（令和6年（行情）諮問第937号及び同第946号）
- ⑦ 同月13日 審査請求人から意見書を收受（令和6年（行情）諮問第946号）
- ⑧ 令和7年8月26日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議（令和6年（行情）諮問第937号及び同第946号）
- ⑨ 同年9月8日 令和6年（行情）諮問第937号及び同第946号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、

原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 原処分1の不開示部分について

原処分1の不開示部分は、令和5年度茨城地方最低賃金審議会委員により実施された、事業場実地視察票等の一部である。

ア 通番3、通番5、通番9及び通番11は、事業場の代表者職氏名等の記載である。当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該事業場実地視察は、視察内容を公開することを前提に行われたものではないことが、諮問庁の理由説明書から明らかである。そのほかに、当該部分につき、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 通番1、通番2、通番4、通番6及び通番7は、事業場実地視察の日程表又は当該事業場に関する実地視察票の各一部である。また、通番8及び通番10、通番12及び通番13の別表の5欄に掲げる部分を除く部分並びに通番16は、実地視察概要の一部である。

これらには、視察先事業場の名称、労働者数、初任給の額、賃金の状況、賃金改定の状況、経営事情（景況・操業状況・経営状態）及び最低賃金額についての認識、視察先事業場説明者及び担当者による当該事業場の内実についての発言等、視察先事業場において一般に公にしていない経営情報の詳細が記載されていることが確認できる。これらを公にすると、当該法人等の経営状況や雇用状況、経営判断に関わる内容等が明らかになり、経営等に影響を及ぼすおそれがあるなど、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 通番12ないし通番15の別表の5欄に掲げる部分は、実地視察概

要の一部であるが、令和5年度茨城地方最低賃金審議会委員からの質問及び質問に対する事業場担当者の回答において通常想定される一般的なやりとりに含まれるものであり、当該部分を開示しても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(2) 原処分2の不開示部分について

原処分2の不開示部分は、令和5年度神奈川地方最低賃金審議会委員により実施された、事業場視察に係る復命書の一部である。

ア 通番18及び通番20は、視察先事業場担当者の職氏名の記載である。当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該事業場視察は、視察内容を公開することを前提に行われたものではないことが、諮問庁の理由説明書から明らかである。そのほかに、当該部分につき、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 通番17、通番19、通番21及び通番22は、視察先事業場の調査復命書の一部、事業所調査票の一部又は事業所視察スケジュールの一部であり、事業場の名称、事業場に関する事項、賃金改定の状況、賃金の状況等、当該視察先事業場において一般に公にしていなかった経営情報の詳細であることが確認できる。これらを公にすると、当該法人等の経営状況や雇用状況等が明らかになり、経営等に影響を及ぼすおそれがあるなど、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

処分庁2は、本件開示請求を受けて特定した行政文書の名称として、本件開示請求書に記載された文書名と同一の文書名を本件開示決定通知書に記載した上で、本件対象文書を一部開示したものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した行政文書の名称を具体的に記載すべきであったのであるから、処分庁2においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 本件各開示請求に係る行政文書

「2023年度地域別最低賃金を決定することに関連した最低賃金審議会の記録のすべて。

- ・本審、専門部会、小委員会、事業場視察等のすべてを対象とする。
- ・すでにホームページに掲載された部分は除く。
- ・録音データが望ましいが、文字起こしされたものがあれば、それでかまわない。
- ・特に、議事が一部非公開とされた部分がある場合、議事録にはその詳細な内容が記録されていないとき、議事録とは別の記録、メモ、録音データ等、作成されたものがあれば、それをすべて含む。
- ・公労、公使、公益のみの会議のように、公労使三者がそろわない場面で、事務局が立ち会っていても、その記録が議事録にない場合、事務局が作成した記録、メモ、録音データ等のすべてを含む。」

(以上の内容により、令和6年(行情)諮問第937号では茨城労働局長に対して、令和6年(行情)諮問第946号では神奈川労働局長に対して開示請求が行われたもの)

2 本件対象文書

(1) 原処分1(令和6年(行情)諮問第937号)

- ア 令和5年度茨城地方最低賃金審議会事業場実地視察(文書番号1)
- イ 茨城地方最低賃金審議会実地視察票(文書番号2)
- ウ 茨城地方最低賃金審議会実地視察概要(文書番号3)
- エ 令和5年度茨城地方最低賃金審議会第1回ないし第3回茨城県最低賃金専門部会議事録(文書番号4ないし6)
- オ 茨城地方最低賃金審議会の公開・非公開状況(文書番号7)

(2) 原処分2(令和6年(行情)諮問第946号)

- ア 会議・研修・出張等復命書(神奈川地方最低賃金審議会事業場視察復命書(文書番号1))
- イ 神奈川地方最低賃金審査会 事業所視察調査票(文書番号2)
- ウ 令和5年度事業所視察スケジュール(文書番号3)
- エ 神奈川地方最低賃金審議会 令和5年度第1回ないし第4回神奈川県最低賃金専門部会 議事録(文書番号4ないし7)
- オ 神奈川地方最低賃金審議会令和5年度神奈川県最低賃金専門部会資料(文書番号8)

別表

1 文書番号 及び文書名	2 不開示を維持する部分等	3 法 5条該 当号等	4 通 番	5 開 示すべ き部分	
原処分1					
1 令和5 年度茨 城地方 最低賃 金審議 会事業 場実地 視察	2 頁	①表左から2列目「行程」欄 5行目ないし6行目 ②5行目	2号イ	1	—
	3 頁	③1行目	2号イ	2	—
		④6行目	1号	3	—
2 茨城地 方最低 賃金審 議会実 地視察 票	1 頁	①「事業場」欄の「名称」欄 ②「事業場」欄の「所在地」 欄	2号イ	4	—
		③「事業場」欄の「代表者職 氏名」欄	1号	5	—
		④「事業場の概要」欄の「事 業所種類」欄6文字目ないし 最終文字 ⑤「事業場の概要」欄の「主 な生産品」欄 ⑥「労働者に関する事項」欄 の「労働者数」欄のうち男、 女、計それぞれの「常用」欄 (人の文字を除く。) ⑦「労働者に関する事項」欄 の「労働者数」欄のうち、 男、女、計それぞれの「パー ト・アルバイト」欄(人の文 字を除く。) ⑧「労働者に関する事項」欄 の「労働者数」欄のうち男、 女、計それぞれの「合計」欄 (人の文字を除く。) ⑨「経営事情」欄の「一般的	2号イ	6	—

		<p>景況」欄 2 行目ないし 5 行目</p> <p>⑩「経営事情欄」の「操業状況」欄 2 行目</p> <p>⑪「経営事情」欄の「経営状態」欄 2 行目ないし 5 行目</p> <p>⑫「経営事情」欄の「前年度分（売上高）」欄 2 行目</p>			
2 頁	<p>⑬「経営事情」欄の「前年度分（人件費）」欄 2 行目（1 頁目の続き）</p> <p>⑭「労働者に関する事項」欄の「初任給」欄のうち「男」、「女」の「高卒」欄（円の文字を除く。）</p> <p>⑮「労働者に関する事項」欄の「初任給」欄のうち「男」、「女」の「大卒」欄（円の文字を除く。）</p> <p>⑯「労働者に関する事項」欄の「初任給」欄のうち「男」、「女」の「中途採用」欄（円の文字を除く。）</p> <p>⑰「労働者に関する事項」欄の「常用労働者」欄のうち「賃金額」列、「年齢」列、「勤続年数」列の「事業場平均」欄（円、歳、年の文字を除く。）</p> <p>⑱「労働者に関する事項」欄の「常用労働者」欄のうち「賃金額」列、「年齢」列、「勤続年数」列の「男」の「賃金の最高額」欄（円、歳、年の文字を除く。）</p> <p>⑲「労働者に関する事項」欄の「常用労働者」欄のうち「賃金額」列、「年齢」列、</p>	2 号イ	7	—	

			<p>「勤続年数」列の「男」の「賃金の最低額」欄（円、歳、年の文字を除く。）</p> <p>⑩「労働者に関する事項」欄の「常用労働者」欄のうち「賃金額」列、「年齢」列、「勤続年数」列の「女」の「賃金の最高額」欄（円、歳、年の文字を除く。）</p> <p>⑪「労働者に関する事項」欄の「常用労働者」欄のうち「賃金額」列、「年齢」列、「勤続年数」列の「女」の「賃金の最低額」欄（円、歳、年の文字を除く。）</p> <p>⑫「労働者に関する事項」欄の「パート・アルバイト」欄のうち「時間給」列、「労働時間」列の「賃金の最高額」欄（円、1日、時間の文字を除く。）</p> <p>⑬「労働者に関する事項」欄の「パート・アルバイト」欄のうち「時間給」列、「労働時間」列の「賃金の最低額」欄（円、1日、時間の文字を除く。）</p> <p>⑭「労働者に関する事項」欄の「賃金改定状況」欄2行目ないし3行目</p> <p>⑮「意見・要望」欄2行目ないし3行目</p>			
3	茨城地方最低賃金審議会実地視察	1頁	<p>①5行目5文字目ないし最終文字</p> <p>②6行目4文字目ないし最終文字</p> <p>③7行目7文字目ないし最終</p>	2号イ	8	—
			③7行目7文字目ないし最終	1号	9	—

概要		文字			
		④ 8 行目 5 文字目及び 6 文字目 ⑤ 9 行目 6 文字目ないし 1 1 行目	2 号イ	1 0	—
		⑥ 2 4 行目 1 文字目及び 2 文字目	1 号	1 1	—
	2 頁	⑦ 表左から 2 列目、上から 1 行目の欄 1 行目ないし 2 行目 1 2 文字目 ⑧ 表左から 3 列目、上から 1 行目の欄 1 行目ないし 2 行目 8 文字目 ⑨ 表左から 3 列目、上から 1 行目の欄 4 行目 3 文字目及び 7 文字目 ⑩ 表左から 3 列目、上から 1 行目の欄 5 行目 5 文字目ないし 1 8 行目 2 文字目 ⑪ 表左から 2 列目、上から 2 行目の欄 ⑫ 表左から 3 列目、上から 2 行目の欄 1 行目ないし 6 行目 5 文字目 ⑬ 表左から 2 列目、上から 3 行目の欄 ⑭ 表左から 3 列目、上から 3 行目の欄	2 号イ	1 2	⑪ 表左から 2 列目、上から 2 行目の欄 5 行目 3 文字目ないし 6 行目 最終文字 ⑬ 表左から 2 列目、上から 3 行目の欄 4 行目 3 文字目ないし 1 3 文字目
	3 頁	⑮ 表左から 2 列目、上から 1 行目の欄 ⑯ 表左から 3 列目、上から 1 行目の欄 ⑰ 表左から 2 列目、上から 2 行目の欄 1 行目 1 6 文字目ないし 2 行目 1 3 文字目	2 号イ	1 3	⑳ 表左から 2 列目、上から 3 行目の欄 4 行目 3

		<p>⑱表左から3列目、上から2行目の欄2行目7文字目ないし3行目14文字目</p> <p>⑲表左から3列目、上から2行目の欄7行目ないし15行目</p> <p>⑳表左から2列目、上から3行目の欄</p> <p>㉑表左から3列目、上から3行目の欄</p> <p>㉒表左から3列目、上から4行目の欄3行目8文字目ないし7行目14文字目</p>			文字目ないし最終文字
		<p>㉓表左から2列目、上から4行目の欄6行目15文字目ないし7行目2文字目</p> <p>㉔表左から3列目、上から4行目の欄8行目6文字目ないし9文字目</p>	2号イ	14	㉓全部 ㉔全部
	4 頁	<p>㉕表左から3列目、上から1行目の欄3行目3文字目ないし6文字目</p>	2号イ	15	㉕全部
		<p>㉖表左から3列目、上から1行目の欄4行目13文字目ないし6行目</p> <p>㉗表左から3列目、上から2行目の欄7行目9文字目ないし12行目8文字目</p> <p>㉘表左から2列目、上から3行目の欄1行目ないし2行目15文字目</p> <p>㉙表左から3列目、上から3行目の欄1行目ないし2行目2文字目</p> <p>㉚表左から3列目、上から3行目の欄6行目3文字目ないし</p>	2号イ	16	—

			し 1 3 文字目			
原処分 2						
1	会議・ 研修・ 出張等 復命書 (神奈 川地方 最低賃 金審議 会事業 場視察 復命 書)	1 頁	① 表中「名称・所在地」欄 ② 表中「復命事項」欄のうち 1 1 行目 1 1 文字目ないし 1 7 文字目 ③ 表中「復命事項」欄のうち 1 1 行目 3 8 文字目及び 3 9 文字目、1 2 行目 2 6 文字目 ないし 2 8 文字目 ④ 表中「復命事項」欄のうち 1 4 行目 2 3 文字目ないし 2 6 文字目	2 号イ 1 号 2 号イ 1 号	1 7 1 8 1 9 2 0	— — — —
2	神奈川 地方最 低賃金 審査会 事業所 視察調 査票	1 頁	① 「1 事業所に関する事項」 の表のうち「労働者数（臨 時、パートを含む）」欄 ② 「1 事業所に関する事項」 の表のうち「主要な生産品の 名称又は事業の内容」欄 ③ 「1 事業所に関する事項」 の表のうち「労働組合」欄 ④ 「2 賃金改定の状況」の質 問に対する回答欄 ⑤ 「3 賃金の状況（時間単価 が低い方から 5 名分記載して ください）」表の回答欄 ⑥ 「4 経営の状態等につい て」の「売上高」、「在庫数 量」、「販売価格」、取引条 件、「資金繰り」、「設備 操業度」、「現在従業員 数」、「業界の景況」の回答 欄 ⑦ 「5 最低賃金額、制度等 について」の表のうち「現在の 最低賃金額を」欄	2 号イ	2 1	—

			⑧「5最低賃金額、制度等について」の表のうち「毎年の最低賃金額の改正に合わせた賃金額の変動」欄 ⑨「5最低賃金額、制度等について」の表のうち「現在の神奈川県最低賃金額（1,071円）について」欄 ⑩「5最低賃金額、制度等について」の表のうち「賃金を引き上げる事業所に対する「業務改善助成金」」欄			
3	令和5年度事業所視察スケジュール	1頁	①「令和4年7月19日（水）【14:00】行1文字目ないし21文字目	2号イ	22	—

注1 原処分において全部開示されている、原処分1の文書番号4「令和5年度茨城地方最低賃金審議会第1回茨城県最低賃金専門部会議事録」、文書番号5「令和5年度茨城地方最低賃金審議会第2回茨城県最低賃金専門部会議事録」、文書番号6「令和5年度茨城地方最低賃金審議会第3回茨城県最低賃金専門部会議事録」及び文書番号7「茨城地方最低賃金審議会の公開・非公開状況」並びに原処分2の文書番号4「神奈川地方最低賃金審議会令和5年度第1回神奈川県最低賃金専門部会議事録」、文書番号5「神奈川地方最低賃金審議会令和5年度第2回神奈川県最低賃金専門部会議事録」、文書番号6「神奈川地方最低賃金審議会令和5年度第3回神奈川県最低賃金専門部会議事録」、文書番号7「神奈川地方最低賃金審議会令和5年度第4回神奈川県最低賃金専門部会議事録」及び文書番号8「神奈川地方最低賃金審議会令和5年度神奈川県最低賃金専門部会資料」の記載は省略した。

注2 当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。